

平成 29 年 2 月 2 日
石川行政評価事務所

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視 < 改善意見の通知に対する回答（2回目のフォローアップ）>

総務省石川行政評価事務所（所長：石井正樹）では、地域住民の交通手段の利便性確保及び安全確保を図る観点から、地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況、輸送の安全確保対策の実施状況を調査し^{注1}、平成 28 年 3 月 30 日に北陸信越運輸局石川運輸支局に対して改善意見の通知を行いました^{注2}。

このたび、1 月 4 日に、当事務所が行った通知に対する改善措置状況について、石川運輸支局から回答を受け（2回目のフォローアップ）、その概要を取りまとめましたので公表します。

（注）1 この調査は、石川行政評価事務所が平成 27 年 8 月から 28 年 3 月に実施。

2 石川行政評価事務所のホームページ (http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa/ishikawa_04.html) 参照。

【照会先】

総務省 石川行政評価事務所
評価監視官 室屋 圭亮
電話：076-222-5242

1 地域公共交通会議及び運営協議会の運営

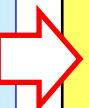
【主な調査結果】

- ・ 地域公共交通会議において書面による意見の聴取及び議決が可能とされていない案件について、当該取扱いを行っている（3/3市）
- ・ 「地域公共交通確保維持改善事業」の実施による自己評価結果の公表を行っていない（3/3市）
- ・ 運営協議会の公開及び議事録の公表を行っていない（2/3市）



【当事務所の改善意見】

- ① 交通会議を開催して協議・議決すべき案件について書面の郵送又は持ち回りによる意見の聴取及び議決を行っている市町並びに議事概要の公表を行っていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドラインに沿って運用を行うよう助言すること
- ② 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価結果を公表していない市町に対し、事業実施要領に基づき公表するよう指導するとともに、今後、当該事業を実施する市町に対し、同様に公表するよう、なお一層の周知を行うこと
- ③ 運営協議会の公開及び議事録の公表をしていない市町に対し、その実態を把握した上で、運営協議会ガイドライン及び平成23年通達に沿って公開・公表するよう助言すること



【石川運輸支局からの回答（要旨）】

- 交通会議及び運営協議会に係る協議・議決方法及び会議の公開並びに議事概要・事業評価結果・議事録の公表については、県内の会議等を主宰する市町長に対し、「地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況及び自家用有償旅客運送者等の輸送の安全確保措置について」（平成28年3月31日付け石運総第110号・石運輸第1132号）により、交通会議ガイドライン、運営協議会ガイドライン及び事業実施要領に沿った運営を行うよう助言するとともに、個別に指導を実施
- また、会議等が開催される際には、市町の担当者等に対し、各ガイドラインの内容を伝えるとともに、会議等の公開及び議事概要の公表についての確認を行い、会議等が公開されない場合は、議事概要を公表するよう助言を実施

【石川運輸支局からの回答（2回目）（要旨）】

- 指導・助言を実施した結果、市町がホームページに交通会議及び運営協議会の議事概要・議事録並びに地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価結果を掲載

2 輸送の安全確保対策

【主な調査結果】

- ・ 勤務時間の都合上、安全な運転のための確認等をしないまま運転者が乗務している（1/7運送者等）
- ・ 運転者の健康状態の把握を未実施（2/7運送者等）
- ・ 車両の日常点検整備又は定期点検整備が未実施（4/7運送者等）
- ・ 直近3年間（平成24～26年度分）全ての輸送実績報告書を未提出（1/7運送者等）
- ・ 輸送実績報告書で報告済みの交通事故と類似の事故が未報告など、正確な交通事故件数が把握できていないおそれ（5/7運送者等）



【当事務所の改善意見（要旨）】

- ① 運送者に対し、運転者への安全な運転のための確認等に係る法令等の規定を改めて周知するとともに、当該確認等を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること 等
- ② 運送者に対し、自家用有償旅客運送自動車への表示等に係る法令等の規定を改めて周知するとともに、当該表示等を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること
- ③ 運送者に対し、車両の日常点検整備や定期点検整備に係る法令等の規定を周知するとともに、当該点検整備を適切に行っていない運送者に対し、法令等の規定を遵守するよう指導すること
- ④ 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない運送者に対し、報告規則で定められた輸送実績報告書の提出期限を遵守するよう指導すること
- ⑤ 運送者及び運送事業者に対し、輸送実績報告書で報告すべき交通事故について、これまでの報告事例や報告に当たって確認すべき事項等を周知するとともに、交通事故件数を正確に報告するよう指導すること 等

【石川運輸支局からの回答（要旨）】

- 自家用有償旅客運送者の輸送の安全確保については、県内の自家用有償旅客運送者に対し、「地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況及び自家用有償旅客運送者等の輸送の安全確保措置について」（平成28年3月31日付け石運総第110号の2・石運輸第1132号の2）により、法令で定める輸送の安全確保措置等の徹底を通知
- また、石川行政評価事務所の調査において指摘があった事案については、集団及び個別に改善の指導及び確認を予定

【石川運輸支局からの回答（2回目）（要旨）】

- 石川行政評価事務所の調査において指摘があつた事案について、個別に改善の指導を実施し、改善を確認